

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年7月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 9 国名：ミャンマー 担当：農村開発部
案件名：農民参加による優良種子増殖普及システム強化プロジェクト（稲種子収穫・収穫後処理）

1 今回契約予定のコンサルタント
稲種子収穫・収穫後処理 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年10月中旬から2013年12月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
稲種子収穫・収穫後処理 5 28 5 1.43
（現地：0.93 M/M、国内：0.50 M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：7月24日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：稲種子収穫・収穫後処理 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)
対象国/地域：ミャンマー/全途上国
類似業務：稲収穫後処理に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ミャンマー国(以下「ミ」国)の農業はGDPの40%を占める重要な産業であるが、その中でもコメは全耕地の約50%で生産され、5,400万人の人口に対し、1人当たり150kg(籾ベースでは220kg)と摂取カロリーのほとんどを供給する最も重要な穀物である。また、本プロジェクトの対象地域であるエーヤワディ・デルタは「ミ」国のコメ生産量の約30%を占め、国内随一の穀倉地帯である。エーヤワディ・デルタでは、一般の農家はモンスーンの雨を利用して年1回の稲作を伝統的な方法で行っているが、土地生産性は低く、農家は貧困から脱却できない状況にある。さらに、2009年5月には大型サイクロン「ナルギス」がエーヤワディ・デルタを直撃し、甚大な被害をもたらした。サイクロンの高潮によって農家が保管していた種籾や水牛、農業生産資材も流失し、農村生活に一層の打撃を与えた。

このような環境下でコメ生産を強化、安定させるためには、灌漑施設や輪中堤を含む農業基盤整備、優良種子の導入、肥料、農薬の適切な投入が求められるが、なかでも優良種子の導入は他の方法に比べて少ない費用で実行でき、貧困農家にも取り入れやすく、高い即効性が期待できる。

「ミ」国農業灌漑省は、優良種子の普及を図るため、1990年代初頭から世銀、国際稲研究所等の協力を得ながら以下のとおり種子生産の体制を確立してきた。

- ・ 農業灌漑省農業研究局(DAR)イエジン中央園場で20品種の原々種種子、原種種子を生産
- ・ これら種子を全国32箇所の農業灌漑省農業局(DOA)の種子園場で登録種子として増殖
- ・ 登録種子は種子園場周辺の種子生産農家が購入・増殖し、保証種子として周辺の一般農家もしくは民間種子業者に販売する。

なお、原々種種子、原種種子、登録種子、保証種子はDOA種子検査センターで検査され、検査基準を満たした保証種子が優良種子として認定されている。

しかしながら、生産された優良種子は、以下の理由から一般農家に広まっていない現状にある。

- ・ 政府が栽培・増殖している20品種の中に、消費者の嗜好や慣行農法に適した在来種や、天水田の栽培に向けた

品種が入っていないため、生産された優良種子の価格が低く、生産者のインセンティブが高まらない。

- ・種子生産農家の技術が未熟なため生産された保証種子の品質が悪く、一般農家が更新を目的とした種子として購入せず、自家採種した種子を使用し続けている。
- ・種子生産農家は、資金繰りの問題や保管場所の問題から収穫後、次の播種期まで種子を保管できず、粕として精米業者に販売したり、自家消費してしまい、一般農家が必要なときに種子がない。

こうした状況を改善すべく、種子生産農家が生産した優良種子を一般農家に普及するため、以下の体制整備が求められており、「ミ」国政府は我が国に支援を要請した。

ニーズに基づく種子の品種選定・生産・配布計画をDAR、DOAと共に構築する。

種子生産農家の種子生産技術を改善する。

種子生産農家の種子管理技術を改善するとともに、種子と種実の違い、種子としての有益性(販売価格等)を理解させる。

これを受けて、JICAは2011年8月から2016年8月の5年間の予定で「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」(以下「本プロジェクト」)を実施中である。本プロジェクトではエーヤワディ・デルタにおける優良種子の増殖・普及システム強化を目標に、3名の長期専門家(チーフアドバイザー、種子増殖、業務調整/農業普及)(以下、プロジェクトチーム)を派遣し、カウンタパート(以下、C/P)機関は、DOA種子部及び普及部、DARである。これまで種子局を主要C/Pとし、2ヶ所のDAR圃場、3ヶ所のDOA種子生産圃場及び3ヶ所のタウンシップをプロジェクトサイトとして技術移転を実施中である。

本専門家は、稲種子収穫・収穫後処理専門家として、「ミ」国の優良種子生産に効果的、あるいは効率的な収穫および収穫後処理技術についてC/Pに助言・指導を行うことを目的に派遣される。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、昨年度派遣した「稲種子収穫調整(農業機械)」専門家による農業機械(脱穀機(ミャンマー製)、唐箕、乾燥機及び選別機(インド製のクリーナー&グレイダー、本プロジェクトでは、AGROSAW製Model- Deluxe 7台, Classic 1台を保有))の使用法、収穫後処理技術(乾燥、調整、保管)に関する助言・指導のブラッシュアップに加え、収穫適期の把握、収穫時における収穫ロス防止と他品種・雑草種子混入防止といった収穫技術に関する指導を行う。

[稲種子収穫及び収穫後処理]

(1) 国内準備期間(2013年10月下旬)

ア 本プロジェクトに関する既存資料の分析を行い、プロジェクト内容及び「ミ」国における当該分野の状況を把握する。

イ 業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部に提出・説明する。

(2) 現地派遣期間(2013年10月下旬～11月下旬)

ア 現地業務開始時に、業務計画書をプロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所へ提出し、業務内容を確認する。また、本コンサルタントは定期的にJICAミャンマー事務所に対し進捗報告を行う。

イ 「ミ」国農業灌漑省農業局種子部をC/Pとして現地調査を行い、昨年度指導した内容の実施状況を含む現状の把握、改善に向けた課題を整理分析する。

ウ 農業研究局(DAR) Yezin圃場、Myaung Mya圃場において、C/Pと共に現地調査を行い、昨年度指導を行った種子の乾燥方法、選別機の操作・維持管理及び脱穀機等の農業機械の現状を把握し、課題を整理分析する。

エ DARのHmawbi種子生産圃場、Hinthada種子生産圃場において、C/Pと共に現地調査を行い、昨年度指導を行った種子の乾燥方法、選別機の操作、維持管理及び脱穀機等の農業機械の現状を把握し、課題を整理分析する。

オ プロジェクトサイトである3タウンシップ(Hinthada, Myaung Mya, Labutta)において、C/Pと共に現地調査を行い、種子生産農家による収穫時期、収穫方法、乾燥方法、及び今年度新設される作業棟に据付けを予定している選別機と既存種子倉庫の現状を把握し、課題を整理分析する。

カ 上述イ、ウ、エ、オの分析結果に基づき、C/Pと共に収穫時期、収穫方法、乾燥方法及び、機械の調整・操作・維持・管理等に関する改善点を検討する。

キ 昨年度作成した農業機械の維持管理マニュアルを基に、収穫時期、収穫方法、乾燥方法及び、農業機械の調整・操作・維持・管理等を網羅する「稲種子収穫・収穫後処理マニュアル(仮)」をC/Pと共に作成する。

ク カ・キを踏まえ、収穫時期、収穫方法、乾燥方法及び農業機械の調整・操作、維持・管理方法について、必要に応じてC/Pにトレーニングを実施する。

ケ 上記の活動を通じて、昨年度派遣専門家が作成した収穫後処理分野の活動計画を参照しつつ、今後のプロジェクト期間中に必要な、稲種子収穫、及び収穫後処理分野の活動計画を立案する。

コ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、プロジェクトチーム及びJICAミャンマー事務所へ提出・報告する。

(3) 帰国後整理期間(2013年11月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に提出・報告する。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書

英文5部 (C/P機関2部、JICA農村開発部、JICAミャンマー事務所、プロジェクトチーム)

- 和文3部 (JICA農村開発部、JICAミャンマー事務所、プロジェクトチーム)
- (2) 現地業務結果報告書
英文5部 (C/P機関2部、JICA農村開発部、JICAミャンマー事務所、プロジェクトチーム)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文3部 (JICA農村開発部、JICAミャンマー事務所、プロジェクトチーム)

現地で作成したマニュアルは、成果品(2)及び(3)に添付すること。また、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路：日本 ヤンゴン

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部水田地帯1課(TEL:03-5226-8452)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 現地において必要があれば通訳(英語 ミャンマー語)を備上予定。

イ 関連する農業機械の知識があることが望ましい。

ウ 「ミ」国受入手続き等の事情により、履行期間その他の契約内容を変更する場合がある。

エ 現地調査は、2013年10月27日～11月23日を想定している。